

横浜市庁舎駐車場指定管理者の指定に関する要綱

制 定 平成 21 年 4 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市庁舎駐車場条例（平成 21 年 3 月 27 日条例第 16 号）第 4 条に規定する横浜市庁舎駐車場の指定管理者の指定を、公平かつ適正に実施するための手続きを定めるものである。

(指定管理者の選定)

第 2 条 行政運営調整局長又は市民活力推進局長は、指定管理者に応募したものの中から指定管理者の選定を行うものとする。

2 行政運営調整局長又は市民活力推進局長は、指定管理者の選定に当たっては、あらかじめ第 5 条に定める横浜市庁舎駐車場指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見を聴くものとする。

(指定管理者の選定基準)

第 3 条 行政運営調整局長又は市民活力推進局長は、指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 駐車場利用者の利便性及びサービスの向上が図れること。
- (2) 駐車場の公共性、公平性、公正性を担保できること。
- (3) 駐車場の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定期間中安定した管理運営を行うことのできる実績及び能力を有していること。

(申請書類)

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、あらかじめ定められた期日までに、次の書類を行政運営調整局長又は市民活力推進局長に提出しなければならない。

- (1) 指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 宣誓書
- (5) 定款、規約その他これらに類する書類
- (6) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (7) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (8) 法人にあっては、法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等の納税証明書（過去 3 年分）
- (9) 決算書類（貸借対照表、損益計算書）
- (10) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
- (11) 類似業務の実績に関する書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、行政運営調整局長又は市民活力推進局長が必要と認める書類

(選定委員会)

第 5 条 横浜市庁舎駐車場の指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するため、選定委員会を置く。

2 選定委員会は、指定管理者の選定に関し、行政運営調整局長又は市民活力推進局長に必要な意見を述べるものとする。

3 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定管理者の報告)

第6条 市民活力推進局長は、指定管理者を選定したときは、区長へ報告するものとする。

(指定の取消等)

第7条 行政運営調整局長又は市民活力推進局長は、次に掲げる場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者の管理業務又は経理状況に関する報告若しくは実地調査に基づく必要な指示に従わないとき。

(2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

(協定の締結)

第8条 指定管理者に指定されたものは、行政運営調整局長又は市民活力推進局長と庁舎駐車場の管理運営に関する協定を締結する。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 管理業務に関する事項

(3) 第4条第1項第2号の事業計画書に記載された事項

(4) 利用料金に関する事項

(5) 本市への納付金に関する事項

(6) 減免の取り扱いに関する事項

(7) 管理施設の修繕等に関する事項

(8) 損害賠償及びリスク分担に関する事項

(8) 管理業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

(9) 利用状況及び事業報告に関する事項

(10) 業務評価に関する事項

(11) 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

(12) その他行政運営調整局長又は市民活力推進局長が必要と認める事項

附 則

この要綱は、平成21年4月8日から施行する。